

<家事事件の申立てをした方へ>

さいたま家庭裁判所

1 「送達場所の届出書」について(すでに提出済みの方は、不要です。)

(1) 「送達場所の届出書」の提出について

今後、裁判所があなた宛てに書類を送付又は送達する場合の宛先となる住所（送達場所）や平日昼間の連絡先の指定をお願いします。

別添の「送達場所の届出書」に必要事項を記載して、申立書等と共に裁判所に必ず提出してください。申立書に記載した住所を送達場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

(2) 記載に当たっての注意事項

期日通知書等の裁判所が送付する書類のほとんどは普通郵便で送付しますが、審判等の重要な書類は、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達することになります。

そのため、送達する場合の宛先となる場所を記載するに当たっては、次の事項にご注意ください。

| | |
|--|-----------------|
| 事件番号 令和 年(家)第 号 | 送達場所の届出書 (□変更届) |
| さいたま家庭裁判所 御中 令和 年 月 日 | |
| 平日昼間の連絡先 | |
| 携帯電話番号: _____ | |
| □ 固定電話 番号(□自宅/□勤務先): _____ | |
| □ どちらに連絡があってもよい。 □ できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。 | |
| 氏名 _____ | |
| 送達場所 | |
| <input type="checkbox"/> 申立書に記載の住所 | |
| <input type="checkbox"/> 申立書に記載の住所以外の場所(以下のとおり) 〒 _____ (_____ 方) | |
| あなたと 住居所 勤務先 | |
| 送達場所 その他() | |
| との関係 ※ 「その他」の場合は、()内に関係を具体的に記載してください。 | |
| 送達受取人 | |
| ※ あなたと送達場所との関係が「その他」の場合は必ず記載してください。 | |

ア 方書きがある場合

方書き（「●●方」）を記載してください。

イ 集合住宅の場合

建物名・部屋番号名まで、正確に記載してください。

ウ 勤務先の場合

社名・店名まで正確に記載してください。

エ 送達場所は、日本国内に限ります。

オ 送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合において、他の方に書類を受け取ってもらいたいときは、その方を送達受取人として届け出ることができます。→「送達受取人」の欄に記載してください。

(3) 送達場所の届出後の送達

送達場所の届出があった場合には、以後の送達はその届出場所に宛てて行います。送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居などの理由によりあなたが実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われるがありますので、記載に当たってはご注意ください。

(4) 送達場所を変更する場合

一度届け出た送達場所等に変更が生じた場合には、この「送達場所の届出書」の変更届欄にチェックを入れた上で必要事項を記入して、速やかに裁判所に提出してください。

【裏面につづく】

2 「送達場所の届出書」について、非開示を希望する場合

「送達場所の届出書」の記載内容について、相手に知られたくない場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

また、1の(4)のとおり、「送達場所の届出書」の変更届を行った場合において、その変更届の記載内容についても相手に知られたくない場合には、改めて、「非開示の希望に関する申出書」の提出が必要になりますので、ご注意ください（既に一度提出した送達場所の届出書に「非開示の希望に関する申出書」が添付されていても、改めて添付する必要があります。）。

その他、相手に知られたくない情報がある場合の書面の提出方法等については、別添の「相手に知られたくない情報がある場合について」を必ず御確認ください。



ご提出いただく前に、確認してください ✓

- 「送達場所の届出書」に、送達場所及び平日昼間の連絡先を記載した。
- 「送達場所の届出書」の記載内容について、相手に知られたくない場合には、「非開示の希望に関する申出書」を添付した。
- その他、裁判所に提出する書面に相手に知られたくない情報がある場合には、知られたくない部分を黒塗り(マスキング)するか、当該部分につき、「非開示の希望に関する申出書」を添付した。